

南房総・館山地域公共交通活性化協議会規約（案）

（R1.7.23 現在）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、南房総市及び館山市の区域内において地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び網形成計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、当該地域における需要に応じたバス交通の構築、バスその他の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（名称及び事務所の位置）

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称 南房総・館山地域公共交通活性化協議会

(2) 事務所の位置 事務局を担う市役所所在地

（担当事務）

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。

(2) 網形成計画の実施に係る必要な協議に関すること。

(3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会は、前項に定める者のほか交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

（会長）

第5条 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。

（副会長）

第6条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 前号以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
 - 3 会議の議決の方法は出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 6 前5項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(書面審議)
- 第10条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。
(協議結果の尊重義務)
- 第11条 協議会で協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
(分科会)
- 第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(事務局)
- 第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、南房総市総務部企画財政課又は館山市総合政策部企画課が担う。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(経費の負担)
- 第14条 協議会の運営に要する経費は、南房総市・館山市及び関係団体の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。
(監査)
- 第15条 協議会に監査委員を2人置く。
- 2 協議会の出納の監査は、会長が指名する規約第7条の委員がこれを行う。
 - 3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
(財務に関する事項)
- 第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(報酬及び費用弁償)
- 第17条 会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。
(協議会解散の場合の措置)
- 第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年 月 日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

別表1 (第4条関係)

| 条項 | 委員 |
|------------|----------------------------|
| 法第6条第2項第1号 | 千葉県 |
| | 南房総市 |
| | 館山市 |
| 法第6条第2項第2号 | 一般社団法人千葉県バス協会 |
| | 東日本旅客鉄道株式会社館山駅 |
| | 館山日東バス株式会社 |
| | ジェイアールバス関東株式会社館山支店 |
| | 一般社団法人千葉県タクシー協会 |
| | 南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表 |
| | 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体 |
| | 安房土木事務所調整課 |
| 法第6条第2項第3号 | 住民利用者 |
| | 国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課 |
| | 関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官(輸送監査) |
| | 館山警察署交通課 |
| | 学識経験者 |
| 事務局 | 南房総市総務部企画財政課 |
| | 館山市総合政策部企画課 |

法第六条抜粋

第六条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通網形成計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

その他規則等

南房総・館山地域公共交通活性化協議会事務局規定

南房総・館山地域公共交通活性化協議会財務規程

南房総・館山地域公共交通会議規則

南房総・館山地域公共交通会議運営規定

南房総・館山地域公共交通会議傍聴要綱